

防府市自動体外式除細動器設置事業実施要綱

平成25年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、消防署所から遠方の地域に防府市が提供する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置し、迅速な救命処置が可能となる環境を整えることで、救命率の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 遠方の地域とは、救急出動時において、現場到着までの所要時間が、消防署所から5分を超える地域をいう。
- (2) AED設置空白地域とは、遠方の地域で市の公共施設や24時間営業のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）がなくAEDが未設置の地域をいう。
- (3) 店舗等とは、コンビニ以外の店舗をいう。

(設置の要件)

第3条 AEDの設置については、次に定めるところによる。

- (1) 遠方の地域で、AED設置空白地域であること。
- (2) 遠方の地域に位置するコンビニや店舗等で、店内や屋外に設置可能な場所の提供があること。
- (3) AEDを設置するコンビニや店舗等の店員に、応急手当講習をあらかじめ実施すること。

(設置台数)

第4条 AEDの設置台数は、1店舗につき1台とする。

(覚書の締結)

第5条 防府市長は、事業の実施にあたりAEDを設置するコンビニ事業者や店舗等の管理者（以下「AED設置事業者」という。）と「コンビニ及び店舗等へのAED設置に係る覚書」を締結するものとする。

2 覚書の期間は、覚書の締結日から年度末までとする。

ただし、この期間満了1箇月前までに書面による異議の申し出がなければ更に1年延長するものとし、以後についても同様とする。

3 覚書締結完了後、AEDを設置するものとする。

(表示証の交付及び表示)

第6条 防府市長は、AED設置時に表示証(第1号様式)を交付するものとする。

2 表示証の交付を受けたAED設置事業者は、当該施設の出入口付近や外壁等で、外部から見やすい場所に表示証を表示するものとする。

(費用)

第7条 AEDの設置については、防府市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第48号)第7条により、無償とする。

(AED設置事業者の責務)

第8条 AED設置事業者は、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 設置されたAEDを使用する時は、速やかな受渡しを行なうものとする。

(2) 設置されたAEDを使用した時は、遅滞なく消防本部警防課に連絡するものとする。

(3) 設置されたAEDが常時使用可能な状態にあるか、1日1回点検に努めるものとする。

(4) 設置されたAEDの受渡しを行う場合は、AEDを受取った来店者の住所、氏名及び電話番号を聴取するよう努めるものとする。

(5) 点検時を含め、AEDに異常が認められたとき、又はAEDを損傷もしくは亡失したときは、速やかに消防本部警防課へ連絡するものとする。

(譲渡又は目的外貸与の禁止)

第9条 AED設置事業者は、AED及び表示証を他人に譲渡し、又は救命処置の目的以外でAEDを貸与してはならない。

(設置要件等の変更に伴う連絡)

第10条 AED設置事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、消防本部警防課に連絡するものとする。

(1) AEDを設置しているコンビニや店舗等が営業を廃止又は休止するとき。

(2) 第3条に掲げる設置要件のいずれかが、満たされなくなったとき。

(3) 第6条第2項の表示証の表示ができなくなったとき。

(AEDの返納)

第11条 防府市長は、AED設置事業者に対し、次に該当すると認めた場合は、AEDの返納を求めることができる。

(1) AEDを設置しているコンビニや店舗等が、営業を廃止又は休止するとき。

(2) 第3条に掲げる設置要件のいずれかが、満たされなくなったとき。

(3) 第8条に掲げるAED設置事業者の責務のいずれかが、果たされなくなったとき。

(4) 第9条の譲渡又は目的外貸与を行ったとき。

2 防府市長は、前項に基づき設置したAEDの返納を求める場合は、AED返納通知書(第2号様式)を送付するものとし、表示証も併せて返納を求めるものとする。

(設置要件の確認)

第12条 防府市長は、AED設置事業者に対して第3条の設置の要件を満たしているかどうかを年に2回確認するものとする。

(点検・保守)

第13条 防府市長は、AEDの設置状況について点検を年2回以上実施するものとし、その結果をAED点検結果表(第3号様式)に記載するものとする。

2 AEDを使用する際の消耗品については、消防本部が負担し随時補充するものとする。

(AED設置簿の備え付け)

第14条 AEDの設置及び表示証の交付に際して、防府市長は、AED設置簿(第4号様式)を備え付け、AEDの設置及び表示証の交付に関する設置年月日、事業所名、住所等の必要事項を記録するものとする。

(広報)

第15条 防府市長は、AED設置事業者について、名称、所在地をホームページ及び広報紙に掲載し、事業の推進を行なうものとする。

(所掌)

第 16 条 この要綱に関する事務は、消防本部警防課において所掌するものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）



AED

Automated External Defibrillator

【自動体外式除細動器】

設置施設

第2号様式（第11条関係）

AED返納通知書

年 月 日	
様	
防府市長	
防府市AED設置事業実施要綱第11条第1項の規定に基づき、AEDの返納を通知します。	
名 称	
住 所	
返納理由	<input type="checkbox"/> AED設置店舗を廃止する。(年 月 日廃止) <input type="checkbox"/> AED設置店舗を休止する。(年 月 日休止) <input type="checkbox"/> 要綱第3条該当 (該当事由) <input type="checkbox"/> 要綱第8条該当 (該当事由) <input type="checkbox"/> 要綱第9条該当 (該当事由)
返納日	年 月 日 (消防本部の職員が、AED及び表示証を引取ります。)

第3号様式（第13条関係）

AED点検結果表					
点検実施日	平成 年 月 日	名称			
点検者氏名		場所			
本体機種					
点検項目			点検結果		
			良	否	
外観点検事項	設置状況	受け渡しが容易な場所に設置されているか			
	外装(AED)	AED本体の破損			
		AED本体の汚れ(油、ホコリ等)			
	各種ケーブル	コネクターの破損			
		ケーブルの亀裂・傷			
	収納ケース	収納ケースの破損			
		固定状況			
作動点検事項	使用可能表示	インジケーター確認			
	電極パッド	成人用パッド	使用期限 (年 月)		
		予備パッド	使用期限 (年 月)		
		小児用パッド	使用期限 (年 月)		
	バッテリー	バッテリー容量	使用期限 (年 月)		
収納ケース	アラームの作動				
備考					

